

運営方針の修正内容

27年度	28年度（案）
<p>【地域包括ケアシステムの構築に向けて】</p> <p>千葉市高齢者保健福祉推進計画（第6期介護保険事業計画）では、「<u>高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る</u>」を目標とし、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを継続して提供する「<u>地域包括ケアシステム</u>」の構築・推進を満たすことに重点をおき、介護保険事業の適切かつ円滑な運営と各種保健福祉施策を推進します。</p> <p>あんしんケアセンターにおいては、<u>地域包括ケアシステムを推進するうえで</u>の中心的役割を担う機関として、<u>地域の実情に応じた取組みとともに</u>保健医療の向上及び福祉の増進並びに、<u>高齢者の心身の健康の保持、及び生活の安定のために必要な援助を行います。</u></p> <p>なお、各分野の取組内容については千葉市高齢者保健福祉推進計画（第6期介護保険事業計画）によるものとします。</p>	<p>【地域包括ケアシステムの構築について】</p> <p>本市では、今後、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年を見据え、中長期的な視点で、本市が推進すべき超高齢社会対策を取りまとめた指針『<u>千葉市中長期的な高齢者施策の指針【平成28～37年度】</u>』（以下「指針」という）』及び『<u>千葉市高齢者保健福祉推進計画（第6期介護保険事業計画）</u>』（以下「<u>介護保険計画</u>」という）』に基づき、<u>高齢者が周囲の支えにより自立し、できる限り元気で、生きがい・尊厳のある暮らしをすることができるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを継続して提供する「地域包括ケアシステム」の構築・推進に取り組みます。</u></p> <p>あんしんケアセンターは、<u>前述の指針及び介護保険計画の中で、地域包括ケアシステムを推進するうえで</u>の中心的役割を担う機関として<u>位置づけられており、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されている施設です。</u></p> <p><u>あんしんケアセンターにおける「地域包括ケアシステムの構築・推進」にあたっては、本運営方針の他、前述の指針及び介護保険計画に基づき推進が図られるよう、各地域における地区特性や地域の実情に応じ、効果的に取り組みます。</u></p>
<p>【基本的な事業実施方針】</p> <p>あんしんケアセンターは地域包括ケアシステムを推進するうえで、下記に掲げた項目に取り組みます。</p> <p>1 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>(1) 在宅医療や介護に関する情報収集に努めるとともに、医療機関や訪問看護ステーション等関係機関との事例検討会や研修等により連携を深め、多職種協働による在宅医療・介護の連携体制づくりに取り組みます。</p> <p>(2) <u>介護予防ケアマネジメントについては、高齢者が自らのケアプランであると実感できるように明確な目標設定を行い、関係者間で情報を共</u></p>	<p>【地域包括ケアシステム構築に向けた基本方針】</p> <p>あんしんケアセンターは、地域包括ケアシステムを推進するうえで、下記に掲げた項目に取り組みます。</p> <p>1 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>(1) <u>医療機関や訪問看護ステーション等関係機関との事例検討会や研修等により連携を深め、多職種協働による在宅医療・介護の連携体制の基盤づくりに取り組みます。また、在宅医療や介護に関する情報収集に努めます。</u></p> <p>(2) <u>高齢者の自立支援に向け、多職種の様々な視点から個別ケースを支援できるよう、地域ケア会議を活用し、各々の持っている情報を共有する</u></p>

運営方針の修正内容

27年度	28年度（案）
<p>有するとともに適切に評価するよう努めます。</p> <p>2 認知症施策の推進 「認知症になっても安心してらせるまちづくり」を目指し、認知症の人やその家族の身近な相談窓口として、認知症疾患医療センターや医療機関等と連携を図り支援するとともに、地域の認知症に関する理解を深めるために認知症サポーターの養成に積極的に取り組みます。</p> <p>3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の促進 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人の繋がりによる住民運営の通いの場が継続的に拡大していくように、地域の特性や社会資源等を把握するとともに、地域の自主的な取り組みを支援します。</p> <p>また、各区保健福祉センター等との連携を密に行いながら「セルフケアの推進」、「閉じこもりの防止」、「自主活動グループを牽引するリーダーの育成」などの視点を持ち、地域特性を生かした自主的な活動に取り組みます。</p> <p>【具体的な事業運営】 あんしんケアセンターは、基本的な事業実施方針の内容を踏まえながら、管理者を中心に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職がそれぞれの専門知識や技能を活かしながら、公益的な機関として高齢者に関する様々な課題や相談に対応し、チームアプローチにより高齢者を包括的に支えるとともに、地域住民とともに地域のネットワークを構築しながら地区特性に応じた活動を行います。</p> <p>1 総合相談支援業務 (1) 高齢者が、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行います。 (2) 本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうか</p>	<p>とともに課題の抽出や検討を行います。なお、地域ケア会議では、個別ケースのみでなく、地域課題についても取り上げていきます。</p> <p>2 認知症施策の推進 「認知症になっても安心してらせるまちづくり」を目指し、認知症の人やその家族の身近な相談窓口として、認知症疾患医療センターや医療機関等と連携を図り支援するとともに、地域の認知症に関する理解を深めるために認知症サポーターの養成に積極的に取り組みます。</p> <p>3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の促進 「セルフケアの推進」、「閉じこもりの防止」、「自主活動グループの育成」等の視点を持ち、各保健福祉センターを始め、地域の関係者（団体）と連携して、地域毎に効果的な方法で介護予防の取り組みを推進します。 特に、人と人の繋がりによる「住民運営の通いの場」が継続的に拡大していくよう、行政・民生委員・自治会・地区社協などの関係者（団体）及び生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと連携を密に行い、情報収集に努めるとともに、市民の自主的な活動が活発に行われるよう働きかけます。</p> <p>【具体的な事業運営について】 あんしんケアセンターは、公益的な機関として高齢者に関する様々な課題や相談に対応するとともに、地域住民とともに、地域のネットワークを構築しながら地区特性に応じた活動を行います。 なお、管理者を中心に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職がそれぞれの専門知識や技能を活かすことで、チームアプローチにより高齢者を包括的に支えます。</p> <p>1 総合相談支援 (1) 高齢者が、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行います。 (2) 本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうか</p>

運営方針の修正内容

27年度	28年度（案）
<p>かを判断し対応します。</p> <p>（3）総合相談支援事業を適切に行うため、地域におけるネットワークを活用するとともに、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、地域住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行い、適切な支援を行います。</p> <p>（4）更なる問題の発生を防止するため、適切な支援と継続的な見守りを行うとともに、サービス提供機関や専門相談機関、団体等の把握などを行い、地域の様々な関係者とのネットワーク構築を図ります。</p> <p>2 介護予防ケアマネジメント業務</p> <p>（1）介護予防普及啓発事業</p> <p>元気なうちから積極的に健康づくりや介護予防に取り組むきっかけとなるように、介護予防の普及啓発に努め、介護予防事業への参加を促します。</p> <p>また、総合相談業務や地域活動において基本チェックリスト等を活用し、高齢者が自身の状況を知り自ら積極的に介護予防に取り組めるように「セルフマネジメント」の手法を伝えるとともに、地域参加や生きがいづくりにつながるよう<u>地域のサロンなど、インフォーマルサービスも活用します。</u></p> <p>（2）地域介護予防活動支援事業</p> <p>地域において、介護予防に向けた取組みが自主的に実施されるよう、介護予防に資する地域活動組織を発掘し、育成及び支援を行います。</p> <p>（3）二次予防事業</p> <p>介護予防・生活支援ニーズ把握において、要支援・要介護状態となる恐れが高いと判断された高齢者について適切なアセスメントを実施し、地域支援事業における介護予防事業等の利用につながるよう支援を行います。</p>	<p>かを判断し対応します。</p> <p>（3）総合相談支援事業を適切に行うため、地域におけるネットワークを活用するとともに、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、地域住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行い、適切な支援を行います。</p> <p>（4）更なる問題の発生を防止するため、適切な支援と継続的な見守りを行うとともに、サービス提供機関や専門相談機関、団体等の把握などを行い、地域の様々な関係者とのネットワーク構築を図ります。</p> <p>2 介護予防支援</p> <p>（1）介護予防普及啓発</p> <p>元気なうちから積極的に健康づくりや介護予防に取り組むきっかけとなるように、<u>広く</u>介護予防の普及啓発に努め、介護予防事業への参加を促します。</p> <p>また、総合相談業務や地域活動において基本チェックリスト等を活用し、高齢者が自身の状況を知り自ら積極的に介護予防に取り組めるように「セルフマネジメント」の手法を伝えるとともに、地域参加や生きがいづくりにつながるよう、<u>生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと協力し、地域のサロンや自主グループなどの情報を市民に提供できる体制を整えます。</u></p> <p>（2）地域介護予防活動支援</p> <p>地域において、介護予防に向けた取組みが自主的に実施されるよう、介護予防に資する地域活動組織を発掘し、育成及び支援を行います。<u>特に、人と人の繋がりによる「住民運営の通いの場」が継続的に拡大していくよう、地域におけるネットワークを活用しながら取り組みます。</u></p> <p>（3）二次予防</p> <p>介護予防・生活支援ニーズ把握において、要支援・要介護状態となる恐れが高いと判断された高齢者について適切なアセスメントを実施し、地域支援事業における介護予防事業等の利用につながるよう支援を行います。</p> <p>（4）<u>介護予防ケアマネジメント</u></p> <p><u>介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の開始に向け、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを目指し、きめ細やかな情報収</u></p>

運営方針の修正内容

27年度	28年度（案）
<p>3 権利擁護業務</p> <p><u>(1) 基本的な視点</u></p> <p>権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効活用し、ニーズに即したサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することで、高齢者の尊厳のある生活の維持を図ります。</p> <p><u>(2) 高齢者虐待への対応</u></p> <p>通報や相談等を受けた場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」により、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図り、適切な対応を行います。</p> <p>また、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要、と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めるとともに、措置入所（短期）後も高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用につながるよう支援します。</p> <p>なお、具体的な対応については、「千葉県高齢者虐待防止マニュアル」を参考とします。</p> <p><u>(3) 成年後見制度の活用</u></p> <p>制度を有効に活用できるよう周知に努めるとともに、認知症など判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に成年後見制度について説明し、</p>	<p><u>集とアセスメントにより必要なサービス提供に結びつける。実際のサービス利用にあたっては、本人の理解を得ることは当然ながら、本人の意欲を高めることに配慮し、自立の可能性を最大限に引き出す支援をします。</u></p> <p><u>適切で効果的なサービスの利用に繋げるために、関係者間で情報を共有し評価を行う他、「地域コミュニティの中での孤立や閉じこもり予防」「社会参加」「生きがいがづくり」等についても配慮し、住民主体の集いの場やその他のインフォーマルサービス等も、個々のニーズに合わせて活用します。</u></p> <p>3 権利擁護</p> <p>権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効活用し、ニーズに即したサービスや機関につなぐ等の適切な支援を提供することで、高齢者の尊厳のある生活の維持を図ります。</p> <p><u>また、相談窓口の周知及び知識の普及のため、市民や各種関係機関に対し「高齢者虐待防止」「成年後見制度」「消費者被害防止」等の啓発活動に努めます。</u></p> <p><u>(1) 高齢者虐待への対応</u></p> <p>通報や相談等を受けた場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」により、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図り、適切な対応を行います。</p> <p>また、「高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要」と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めるとともに、措置入所（短期）後も高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用につながるよう支援します。</p> <p>なお、具体的な対応については、「千葉県高齢者虐待防止マニュアル」を参考とします。</p> <p><u>(2) 成年後見制度の活用</u></p> <p>制度を有効に活用できるよう周知に努めるとともに、認知症など判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に成年後見制度について説明し、</p>

運営方針の修正内容

27年度	28年度（案）
<p>必要に応じて成年後見支援センター等につなげていきます。</p> <p>また、申立てを行える親族がいない場合や親族がいても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに、市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てを視野に入れた支援を行います。</p> <p><u>(4) 消費者被害の防止</u></p> <p>消費者被害を未然に防止するため、地域の消費者被害に関する情報等を把握し、民生委員や介護支援専門員等に提供します。</p> <p>また、消費者被害や消費者問題に関する情報について、高齢者やその家族に周知する体制づくりを行います。</p> <p>4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>あんしんケアセンターは、<u>①関係機関との連携体制構築支援、②介護支援専門員同士のネットワーク構築支援、③介護支援専門員の実践力向上支援</u>などを行い、包括的・継続的ケアマネジメント実践を可能にする環境整備を行います。</p> <p><u>(1) 地域ケア会議・多職種連携会議の開催</u></p> <p>あんしんケアセンターは、様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要であり、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築のための手法として、「地域ケア会議」、「多職種連携会議」を必要に応じて開催します。</p>	<p>必要に応じて成年後見支援センター等につなげていきます。</p> <p>また、申立てを行える親族がいない場合や親族がいても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに、市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てを視野に入れた支援を行います。</p> <p><u>(3) 消費者被害の防止</u></p> <p>消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、<u>高齢者・その家族・民生委員・介護支援専門員等</u>に向け、情報提供を行えるよう体制づくりに取り組みます。</p> <p>4 包括的・継続的ケアマネジメント支援</p> <p>あんしんケアセンターは、「<u>関係機関との連携体制構築・強化</u>」「<u>介護支援専門員に対する支援</u>」等を行い、包括的・継続的ケアマネジメント実践を可能にする環境整備を行います。</p> <p><u>(1) 関係機関との連携体制構築・強化</u></p> <p><u>ア 地域ケア会議・多職種連携会議の開催</u></p> <p>あんしんケアセンターは、様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境の整備に努めます。具体的には、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築の手法の一つである「<u>地域ケア会議</u>」「<u>多職種連携会議</u>」を必要に応じて開催し、連携体制を支える共通の基盤の構築・強化に努めます。</p> <p><u>地域ケア会議では、幅広い多様な機関や職種による多方面の視点からの検討を行い、個別課題の解決をはじめ、ネットワークの構築、地域課題の発見、資源開発・地域づくりや政策形成等を行います。</u></p> <p><u>イ 関係機関及び関係者とのネットワーク構築</u></p> <p>あんしんケアセンターは、<u>介護や医療などの関係機関のほか、民生委員や生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、社協地区部会、町内自治会、ボランティアなどの関係者（団体）に働きかけ、地域特性や状況に合わせた様々ネットワークの構築を図ります。</u></p>

運営方針の修正内容

27年度	28年度（案）
<p><u>(2) 地域の高齢者の把握及び適切な支援</u> あんしんケアセンターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、<u>各区保健福祉センター、医療機関、介護サービス事業者、民生委員、町内自治会、老人クラブ、ボランティアなどとの連携により、地域の情報の共有や実態把握を行い、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、適切な支援を行います。</u> <u>また、把握した情報をもとに地域の課題を分析し、地域の関係機関や関係者に提示するとともに、解決に向けて積極的に取り組みます。</u></p> <p><u>(3) 関係機関及び関係者とのネットワーク構築</u> あんしんケアセンターは、介護や医療などの関係機関のほか、<u>民生委員や社会福祉協議会、町内自治会、ボランティアなどの関係団体に働きかけ、地域特性や状況に合わせた様々ネットワークの構築を図ります。</u></p> <p><u>(4) 介護支援専門員に対する支援・指導</u> あんしんケアセンターは、介護支援専門員に対し、支援困難ケースへの対応に関する相談や支援を実施するほか、資質の向上を図るため、事例検討会及び研修会を開催します。 また、地域包括ケア体制を構築するために、介護支援専門員同士のネットワークの構築を支援するとともに、医療機関や介護サービス事業者、行政などの関係機関との連携を図り、地域における多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメントを推進します。</p>	<p><u>ウ 地域の高齢者の把握及び適切な支援と地域のネットワーク</u> あんしんケアセンターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、<u>地域の情報の収集や実態把握を行い、支援を必要とする高齢者を早期に発見し適切な支援を行うとともに、把握した情報をもとに地域の課題を分析し地域の関係機関や関係者に提示する等、解決に向けて積極的に取り組みます。</u></p> <p><u>なお、高齢者の支援や地域での取り組みにあたっては、各保健福祉センター、医療機関、介護サービス事業者、民生委員、社協地区部会、町内自治会、老人クラブ、ボランティア、コミュニティソーシャルワーカーなどと積極的に連携し、ネットワークの構築に努めます。</u></p> <p><u>(2) 介護支援専門員に対する支援</u> あんしんケアセンターは、介護支援専門員に対し、支援困難ケースへの対応に関する相談や支援を実施するほか、資質の向上を図るため、事例検討会及び研修会を開催します。 また、地域包括ケア体制を構築するために、介護支援専門員同士のネットワークの構築に取り組むとともに、医療機関や介護サービス事業者、行政などの関係機関との連携を図り、地域における多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメントを推進します。</p> <p><u>5 その他</u> <u>あんしんケアセンターは、さまざまな機会をとらえて、民生委員、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、社協地区部会、町内自治会、老人クラブ、地域の民間事業所、ボランティア等の協力を得ながら、高齢者の身近な相談窓口として「千葉県あんしんケアセンター」の周知に積極的に取り組みます。</u></p> <p><u>【市との連携】</u> <u>(1) 関係部署との連携及びネットワーク構築</u> <u>あんしんケアセンターと市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関</u></p>

運営方針の修正内容

27年度	28年度（案）
<p>【公正・中立性の確保】 あんしんケアセンターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。</p> <p>(1) あんしんケアセンターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。</p> <p>(2) あんしんケアセンターは指定介護予防支援事業者として、介護予防支援業務を担当するが、その際、高齢者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう公正・中立性を確保します。</p> <p>【センターの運営について】 <u>あんしんケアセンターが円滑に業務を遂行できるよう、市は高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、健康増進、消費生活関連など、関係部署との協働関係の推進を図ります。</u></p>	<p><u>係部署）は、互いに業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めます。</u></p> <p><u>(2) あんしんケアセンターの機能強化・職員の資質向上</u> <u>あんしんケアセンターは、職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組む他、市または各関係団体が主催する会議・研修会等に積極的に出席します。</u> <u>市は、あんしんケアセンターの機能強化・職員の資質向上に向け、情報提供、研修会並びに管理者会議・職種別会議等の情報交換及び課題共有等の場の提供に努めます。</u></p> <p><u>(3) 事例対応</u> <u>あんしんケアセンターと市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）は、総合相談支援等における支援困難ケースについて、情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応します。</u> <u>高齢者虐待ケースへの対応についても、関係部署と連携し、「千葉県高齢者虐待防止マニュアル」に従って対応します。</u></p> <p>【公正・中立性の確保】 あんしんケアセンターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。</p> <p>(1) あんしんケアセンターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。</p> <p>(2) あんしんケアセンターは指定介護予防支援事業者として、介護予防支援業務を担当しますが、その際、高齢者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう公正・中立性を確保します。</p> <p>【客観性の確保】 各業務の評価や公平・中立性の確保等、あんしんケアセンター運営に係る事項については、公開される会議であり、有識者等の他、公募委員で構成される「千葉県社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門</p>

運営方針の修正内容

27年度	28年度（案）
<p><u>あんしんケアセンターは、関係部署との協働等により連携を図るとともに、ネットワークを構築します。</u></p> <p><u>(1) 会議等への出席</u> あんしんケアセンターは、市が主催する管理者会議や職種別会議などに出席し、情報交換及び課題共有等により機能強化を図ります。</p> <p><u>(2) 事例検討会等への出席</u> あんしんケアセンター職員の資質向上を図るために、市又は各関係団体が主催する事例検討会等に出向きます。</p> <p><u>(3) 事例対応</u> あんしんケアセンターは、総合相談支援における支援困難ケースについては、保健福祉センターをはじめとする関係部署と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にし、適切に対応します。 また、虐待ケースへの対応については、「千葉県高齢者虐待防止マニュアル」に従い適切に対応します。</p> <p><u>(4) 運営の確保</u> あんしんケアセンターに対する評価等は、市が主催する千葉県社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会において調査審議を受け、その結果を事業運営に反映します。</p> <p><u>【その他】</u> あんしんケアセンターは、さまざまな機会をとらえて、民生委員、社会福祉協議会、町内自治会、老人クラブ、提携企業、ボランティア等の協力を得ながら、あんしんケアセンターの周知に努めます。</p>	<p>分科会あんしんケアセンター等運営部会」に諮り、あんしんケアセンター運営の客観性に配慮します。</p>